許可番号　第００６５１０１１６４４号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

山形県山形市久保田二丁目１番４７号
井上工業株式会社
代表取締役　佐々木勝則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事　　吉村　美栄子

許可の年月日　　令和　８年　８月１８日

許可の有効年月日　　令和１３年　８月１７日

1　事業の範囲
（別表１のとおり）

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3　許可の条件
なし

4　許可の更新又は変更の状況

平成16年 8月18日	許可
平成16年12月13日	事業範囲の変更許可
平成21年 8月24日	許可の更新
平成28年 8月18日	許可の更新
令和 3年 8月18日	許可の更新
令和 8年 8月18日	許可の更新

5　積替え許可の有無　　~~有~~ ・ (無)

6　規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~ ・ (無)

年　月　日
再複写無効
井上工業株式会社

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号　第００６５１０１１６４４号

（別表１）

番号	特別管理産業廃棄物区分	取扱	注釈
1	令第１号		廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの）
2	令第２号		廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの）
3	令第３号		廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの）
4	令第４号		感染性廃棄物
5　イ	令第５号イ		（廃ＰＣＢ等）
5　ロ	令第５号ロ		（ＰＣＢ汚染物）
5　ハ	令第５号ハ		（ＰＣＢ処理物）
5　ニ	令第５号ニ		（廃水銀等）
5　ト	令第５号ト	○	（廃石綿等）

5	令第５号ホ、ヘ及びチ～ル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定下水汚泥
	1	アルキル水銀化合物	■		■					
	2	水銀又はその化合物	■		■					
	3	カドミウム又はその化合物			■					
	4	鉛又はその化合物			■					
	5	有機燐化合物	■		■			■	■	
	6	六価クロム化合物			■					
	7	砒素又はその化合物			■					
	8	シアン化合物	■		■			■	■	
	9	ＰＣＢ	■		■			■	■	
	10	トリクロロエチレン	■					■	■	
	11	テトラクロロエチレン	■					■	■	
	12	ジクロロメタン	■					■	■	
	13	四塩化炭素	■					■	■	
	14	１，２－ジクロロエタン	■					■	■	
	15	１，１－ジクロロエチレン	■					■	■	
	16	シス－１，２－ジクロロエチレン	■					■	■	
	17	１，１，１－トリクロロエタン	■					■	■	
	18	１，１，２－トリクロロエタン	■					■	■	
	19	１，３－ジクロロプロペン	■					■	■	
	20	チウラム	■		■			■	■	
	21	シマジン	■		■			■	■	
	22	チオベンカルブ	■		■			■	■	
	23	ベンゼン	■					■	■	
	24	セレン又はその化合物			■					
	25	１，４－ジオキサン	■					■		■
	26	ダイオキシン類	○		■			■	○	■
	27		■	■	■	■	■	■	■	■
	28		■	■	■	■	■	■	■	■
	29		■	■	■	■	■	■	■	■
	30		■	■	■	■	■	■	■	■

6	令第６号		法第２条第４項第２号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん
7	令第７号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの
8	令第８号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のため処理したもの
9	令第９号		ばいじん（集塵施設で集めた法第２条第４項第２号廃棄物に限る）
10	令第10号		ダイオキシン類を基準以上含む燃え殻（法第２条第４項第２号廃棄物に限る）
11	令第11号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥（法第２条第４項第２号廃棄物に限る）

【注１】「令第１号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第２条の４第１号を意味する。

【注２】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「　」は取り扱うことができないものを示す。